

第5回

上富良野町農業委員会総会議事録

平成23年11月8日

上富良野町農業委員会

第5回 上富良野町農業委員会総会 議事録

1 日 時 平成23年11月 8日(火) 午後1時30分から午後1時55分

2 場 所 上富良野町役場 第3会議室

3 出席委員 13名

席順	委員名	席順	委員名	席順	委員名
1	長谷川 長見	2	三好 利和	3	白井 一宏
4	一色 悟	5	舘尾 雄治	6	井村 悦丈
7	井村 昭次	8	杉本 隆一	9	岡和田 淳
10	石橋 信次	11	富田 成一	12	青地 修
13	中瀬 実				

4 欠席委員 なし

5 遅参委員 なし

6 議事日程

日程第1 会議録署名委員の指名について

日程第2 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

日程第3 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

日程第4 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

7 農業委員会事務局職員

局長	菊池 哲雄	主任	長谷川 千晃
----	-------	----	--------

8 会議の概要

開会（午後1時30分） （着席）

局長 全員ご起立ください。「礼」 ご着席下さい。

開会の宣言

局長 只今より第5回上富良野町農業委員会総会を開会いたします。

局長 ご起立の上、農業委員会憲章の唱和を行います。
4番 一色委員に合わせご唱和ください。

「唱和終了」ご着席下さい。

議長 これより、会議を進めます。
ただいまの出席委員は、13名であります。
定数に達しておりますので、これより第5回上富良野町農業委員会総会を開会いたします。
直ちに、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりでございます。
日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。「局長」

局長 諸般の報告（別紙）

議長 以上をもって諸般の報告を終わります。

議長 **日程第1 会議録署名委員の指名**は、会議規則第13条第2項により議長において、7番 井村 昭次 君、 8番 杉本 隆一 君を指名いたします。

議長 日程第2 議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」の件を議題といたします。

事務局より、議案第1号の説明をいただきます。 「事務局」

事務局 議案第1号について、ご説明いたします。農地法第3条第1項の規定による許可申請のあった譲渡人 ○○○○、譲受人 ○○○○（株）ほか1件 について、審議を求める。平成23年11月8日提出 上富良野町農業委員会会長 中瀬実。

許可申請は、農地法第3条第2項各号の規定に該当しないため、許可の要件を満たしていると判断されます。

審議の資料として、農地法第3条調書をご覧ください。

以下、内容を朗読いたします。

議長 関係委員から、提案に関する補足説明をいたします。

11番 富田 委員。

富田委員 11番議案第1号1番、2番について、補足説明をいたします。

○○○○さんと○○○○の代表取締役社長○○○○さんは、親子関係にあります。

隣接する両者の農地を、一体として賃貸借を行う。

借主は、○○○を作付し自社製造○○○の原料とするものです。

所在地、北○○号道路沿いの西○○と西○線間の沢地帯にあります。

「○○○○」の信号から、旭川方向に向かって左側の沢の中にあります。

耕作の予定は、○○○等を作付する予定でございます。

慎重審議、よろしくお願いいたします。

議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、議案第1号1番、2番の質疑に入ります。

会長 場所は、午前中に見てもらった通りの沢の中であり、東側3分の一くらいまでは○○○を作付し、順次増やしてゆく計画とされています。ほかに質疑はありませんか。

「なし」の声あり

議長 これをもって質疑を、終了いたします。

これより、議案第1号1番を採決いたします。

本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

「ありません」の声あり

議 長

ご異議なしと認めます。
よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長

つづいて、**議案第1号2番**を採決いたします。
本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

「ありません」の声あり

議 長

ご異議なしと認めます。
よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第3 議案第2号「農法第4条の規定による許可申請について」の件を議題といたします。
事務局より、議案第2号を説明させます。 「事務局」

事務局 議案第2号について、ご説明いたします。農地法第4条の規定による農地の転用申請のあった〇〇〇〇 について審議を求める。
平成23年11月8日提出 上富良野町農業委員会会長 中瀬実。

1番は、農用地区域内農地で自らの事業に使用する農業用倉庫等の農業用施設整備に伴う用途変更であり、農地の区分と転用目的に問題はないと考えます。

農業振興地域整備計画の用途変更手続きは、特別管理で完了しています。審議の資料として、農地法第4条調書を添付してございます。

以下、内容を朗読いたします。 「議案第1号朗読」

議 長 議案第1号について、提案に関する補足説明をいたします。
1番 長谷川委員

長谷川委員 申請地は、北〇〇号の西〇〇線西道路に隣接しています。
転用目的は、農業用倉庫の建設と作業場所を造成し、農作業等が円滑に行えるよう計画をしている。
慎重審議のうえ、お認めくださいますようお願いいたします。

議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。
これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

議 長 これをもって質疑を終了いたします。
これより、議案第2号を採決いたします。
本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長

日程第4 議案第3号「農法第5条の規定による許可申請について」の件を議題といたします。

事務局より、議案第3号を朗読させます。 「事務局」

事務局

議案第3号について、ご説明いたします。農地法第5条の規定による農地の転用申請のあった土地所有者 ○○○○、転用計画者 ○○○○他1件について審議を求めます。

平成23年11月8日提出 上富良野町農業委員会会長 中瀬実。

1番は、上下水道が埋設されている町道に隣接し、300m以内に役場、町立病院、小学校がある第3種農地と判断されます。

2番は、農業振興地域内にある農地ですが、農地の利用効率向上のために行う農地造成による火山灰採取で、一時転用目的に問題はないと考えます。

貸主 ○○○○さんと借主の株式会社○○○○さんが賃貸借契約をしていますが、借主の同意書は得ています。

審議の資料として、農地法第5条調書を添付してございます。

以下、内容を朗読いたします。 「議案第3号朗読」

議 長

議案第3号1番について、提案に関する補足説明を願います。

8番 杉本委員

杉本委員

売り手は、○○○○さん農業をしていましたが、高齢により離農しています。申請地は、○町○丁目の住宅街の中にあり、周辺は宅地化が進み上下水道が整備された住宅地となっています。

買い手は、自衛官です。買手は、一般住宅、カーポート棟を建設する計画です。

慎重審議いただき、お認めくださいますようお願いいたします。

議 長

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

議長 これをもって質疑を終了いたします。
これより、議案第3号1番を採決いたします。
本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議長 ご異議なしと認めます。
よって、本件は原案のとおり可決されました。

議長 議案第3号2番について、提案に関する補足説明を願います。
7番 井村委員

井村委員 所在地は、西〇〇線北〇〇号の〇〇地区の高台にあります
造成目的は、傾斜地で、降雨により道路等へ土砂の流失が多く、周辺に
支障をきたしているため、被害軽減のため農地形状を改善するものです。
造成に伴う、火山灰は搬出することになります。
造成は、南瓜、麦等を作付する予定です。
慎重審議いただき、お認めくださいますようお願いいたします。

議長 これをもって提案理由の説明を終わります。
これより質疑に入ります。

白井委員 火山灰採取ということで申請が上がっていますが、量はどのくらい採る
計画をしていますか。
期間が平成26年とながくなっているため、説明願います。

事務局 搬出量は、1万8千 m^3 と申請書に記載されています。

会長 トラック約3千台ということになります。

事務局 6.5mと6.5mの区画で、西11線道路の入り口の高さまでレベルを下
げる計画になっています。南西側が高くなっているため、高さは今わか
りませんが、立面図で見るところでは、相当な搬出量と思われます。

白井委員 道路との段差は、あまり感じられませんが、どの程度土砂を採るのか、
作りづらくすることはないと思いますが、確認させてもらいました。
期間も長くなっているため、

事務局 申請者は、大雨により道路側溝への土砂流失が多いこともあり、畑からの土砂の流失を改善するということです。
土砂の搬出量積算は、20m間隔で積算されていて、奥が7千 m^3 、次が5千 m^3 など、総量で1万8千 m^3 とされています。

白井委員 土量計算も、されているのですね。目的の沿って、火山灰を採取することで問題はないと思います。

会 長 土砂の採取量も計算されていますが、傾斜はそんなにきついとは思われませんし、採取するこの問題はありませんが、畑を作りやすくすることで許可はできると考えます。造成後、隣の土地と段差ができるので上手くやってもらえると良いと思います。

議 長 ほか、ございませんか。なければ、これをもって質疑を終了いたします。これより、議案第3号2番を採決いたします。
本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 本日の日程は、全て終了いたしました。
第5回上富良野町農業委員会総会を閉会いたします。

以上、議案3件の審議を終了し議長が閉会を宣言する。

午後 1時55分

上記第5回農業委員会総会の顛末に相違ないことを証するため下記署名押印する。

平成23年11月 8日

上富良野町農業委員会 中 瀬 実 ⑩

上富良野町農業委員 井 村 昭 次 ⑩

上富良野町農業委員 杉 本 隆 一 ⑩